

〔平成23年10月1日〕
大洲市要綱第56号

大洲市景観形成推進事業費補助金交付要綱の制定について
大洲市景観形成推進事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成23年10月1日

大洲市長 清水 裕

大洲市景観形成推進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大洲市景観形成推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、大洲市景観計画に定める景観計画区域で行われる建築物等の新築、増築、改築及び修繕における景観形成基準への遵守を適正に誘導し、明治・大正・昭和初期の町並みが連続して残る伝統的町並みにおいて、より良好な景観を形成していくことを目的とする。

(対象事業及び対象者)

第2条 補助金交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、大洲市景観計画に定める「昔懐かしい伝統的景観保全・形成区域」（以下「対象地区」という。）内において実施される（ただし、新築、増築及び改築において対象地区外にまたがる場合は、別に市長が定める。）次の各号に掲げる事業のうち、大洲市景観計画に定める景観形成基準に適合するものとする。

- (1) 景観条例において届出が義務付けられている行為のうち、建築物及び工作物の修繕、新築、増築、改築及び模様替え等により、それぞれの外観を伝統的な町並みを基調とした景観に調和させるために自然素材を用いて行われる事業
- (2) その他伝統的な町並み景観を保全する上で必要と判断される事業

2 補助金交付の対象者は、次の各号に該当する者のうち、大洲市景観計画区域における景観形成推進協定（様式第1号）を締結している所有者及び借地借家人等に限る。

- (1) 対象地区内に家屋等を所有している者、家屋等を借り受けて管理・活用している者、対象地区内の家屋等を所有する予定の者又は借り受けて賃貸借物件等として活用する予定の者
- (2) 市税の滞納のない者
- (3) 対象事業を実施しようとする物件に対して、過去の一定期間（別に市長が定める。）内に、その限度額に達した当該補助金を受けたことがない者
- (4) 当該補助金以外の補助金で、別に市長が定める補助金を受けたことがない者

(対象経費、補助率及び補助限度額)

第3条 前条に定める事業において、補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表第1に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、対象事業を実施しようとする物件が、景観法（平成16年法律第110号）に定める景観重要建造物に指定されているときの対象経費、補助率及び補助限度額は、別に市長が定める。

（事前協議）

第4条 この要綱による補助金の交付申請をしようとする者は、設計の段階でその計画内容につき事前協議を行うとともに、大洲市景観形成推進事業事前協議書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（交付申請）

第5条 この要綱による補助金を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、大洲市景観形成推進事業費補助金交付申請書（様式第3号）に別表第2に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定により申請のあった事業が第2条の規定に該当し、大洲市景観条例（平成21年大洲市条例第4号）に定める大洲市景観審査会（以下「審査会」という。）の審査を経て適当と認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる条件を付することができる。

- (1) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。
- (2) その他補助金の目的を達成するために必要と思われること。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及び付した条件を速やかに交付申請者に通知するものとする。

（交付決定前着手）

第7条 対象事業の着手は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上でやむを得ず交付決定前に着手する必要があるときは、交付申請者は、あらかじめ大洲市景観形成推進事業費補助金交付決定前着手申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項のただし書により申請のあった交付決定前着手の事由について審査し、やむを得ないものと認めた場合は、これを許可するものとする。

（対象事業の中止及び変更）

第8条 交付申請者又は第6条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、対象事業が遂行困難になった場合は、その理由を明記した事業の中止届出書を速やかに市長に提出しなければならない。

2 交付申請者又は補助対象者は、対象事業の内容に変更が生ずる場合は、速やかに大洲市景観形成推進事業計画変更申請書（様式第6号）を提出しなければならない。ただし、事業内容の変更に伴い全体事業費が増加する場合でも、対象経費の変更については、15%を限度とし、これを超える変更部分については補助対象外とする。

3 市長は、前項に基づく申請書の提出があった場合には、速やかにその内容について審査し、その結果について補助対象者に通知するものとする。

（完了期限等）

第9条 補助対象者は、当該年度に係る対象事業を当該年度の3月30日までに完了しなければならない。

2 補助対象者は、予定期間内における対象事業の完了が見込めなくなったときには、速やかにその理由及び遂行状況を記載した報告書を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助金の請求)

第10条 補助対象者は、事業終了後、大洲市景観形成推進事業費補助金交付請求書(様式第7号)に、大洲市景観形成推進事業実績報告書(以下「実績報告書」という。様式第8号)及び別表第3に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(検査等)

第11条 市長は、前条に基づく実績報告書の提出を受けたときは、その内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものかどうかを検査しなければならない。この場合において、市長が下名した検査員に竣工検査をさせなければならない。

(補助金の交付)

第12条 市長は、第10条に規定する関係書類の提出を受理し、対象事業の完了を確認したときは、速やかに交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に交付しなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱又は補助金の交付決定時に付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金を対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 提出書類に虚偽の事項を記載したとき又は補助金の交付に関して不正な行為があったと認められたとき。
- (4) 第8条第1項に基づく対象事業の中止に係る届出があったとき。

(財産の適正な管理等)

第14条 補助対象者は、当該補助対象となった建築物等について、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して外観の変更等を行ってはならない。

2 前項に規定する市長の承認を受けたいときは、補助対象となった建築物等の外観を変更せざるを得なくなった理由を付して、文書で申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定により申請のあった建築物等の外観の変更に係る理由について審査し、やむを得ないものと認められた場合は、これを承認するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、当該補助金の交付後に第13条に基づく交付決定の取消しを行ったときは、期限を定めて、その相当する額につき返還を命ずるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

項 目	助 成 対 象 経 費	補助率	限 度 額
屋根	（新・増・改築、修理いずれとも） 和瓦を使用、設置するために要した費用のうち、構造材を含まない額	2分の1	合計額において 1,500千円
外壁	（新・増・改築、修理いずれとも） 外観に自然素材を使用、設置するために要した費用のうち、構造材を含まない額	2分の1	
建具	（新・増・改築、修理いずれとも） 木製建具を使用、設置するために要した費用に相当する額	2分の1	
壁面線の構築	（新・増設のみ） 前面駐車場の隠蔽等景観形成基準に基づき壁面線を新設あるいは増設する必要が生じた場合、自然素材を用いた壁面線の新設等に要した経費	3分の2	400千円
その他	上記以外の修景事業に要する経費で、自然素材を用いて実施するもののうち、事前協議及び審査会の審議において必要と判断されたもの（金属製建具の隠蔽のための木製格子の設置に要した経費等）	2分の1	250千円

別表第2（第5条関係）

（交付申請提出書類等）

書 類	様 式	提出部数	提出期限
大洲市景観形成推進事業計画書	様式第4号	1部	別途市長が指定する日まで
大洲市景観形成推進事業収支予算書	様式第5号		
事業箇所図	任意（住宅地図等）		
工事費積算書 （助成算定書・積算根拠書）	任意		
現状図（改修、増・改築時に限る）	任意		
工事設計図等（施工内容の分かるもの）	任意		
納税証明書（全税）	大洲市税に関する文書の様式を定める規則（様式第22号の1）		
不動産登記簿	任意		
すべての権利関係者の同意書	任意		
その他市長が必要と認める書類	その都度市長が指定する		

別表第3（第10条関係）

（実績報告提出書類等）

書 類	様 式	提出部数	提出期限
大洲市景観形成推進事業収支決算書	様式第9号	1部	補助事業の完了した日から30日を経過した日もしくは当該年度の3月30日のいずれか早い日
写真等	任意 施工前・施工後の状況が把握できるもの		
領収書	任意		
その他市長が必要と認める書類	その都度市長が指定する		

大洲市景観計画区域における景観形成推進協定

大洲市（以下「市」という。）と物件所有者・借地借家人（以下「対象者」という。）とは、大洲市景観形成推進事業費補助金交付要綱（以下「補助要綱」という。）第2条第2項に定める「大洲市景観計画区域における景観形成推進に関する協定」（以下「協定」という。）を下記のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大洲市景観計画（以下「景観計画」という。）に定める景観計画区域において、明治・大正・昭和初期の町並みが連続して残る伝統的町並みの景観を保全し良好な景観を形成していくために、市と住民との良好なパートナーシップを形成することを目的とする。

（対象地区）

第2条 この協定は、景観計画に定める景観計画区域のうち「昔懐かしい伝統的景観保全・形成区域」内において有効とする。

（建築行為等の制限）

第3条 対象者は、協定区域内の建築行為等について、景観計画に定める景観形成の基準を遵守し良好な景観の保全・形成に努めなければならない。

（助言、助成等）

第4条 市は、前条の規定による対象者の建築行為等に対して、適正な助言、指導及び助成を行わなければならない。

（建築行為等の届出の要請）

第5条 市は、当該協定を締結後、対象者が景観計画の趣旨に反し良好な景観を阻害するおそれのある建築行為等を行う可能性が生じた場合には、直ちにその内容について届け出るよう要請することができ、要請を受けた対象者は直ちに届出なければならない。

（財産の適正な管理）

第6条 対象者は、補助要綱に基づき補助金の交付を受けたときには、必ず火災保険等に参加するとともに、補助金を受けた行為の種別ごとに適正とされる期間、補助金の対象となった建築物等の適正な管理と保全に努めなければならない。

(その他)

第7条 この協定に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、市・対象者協議の上定めることとする。

年 月 日

愛媛県大洲市大洲690-1
大洲市
市長

物件所有者（土地・建物）

住 所

氏 名

㊟

物件所有者（土地・建物）

住 所

氏 名

㊟

借地借家人

住 所

氏 名

㊟

大洲市景観形成推進事業事前協議書

年 月 日

大洲市長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩

大洲市景観形成推進事業費補助金交付要綱に基づき補助金の交付を希望しますので、同要綱第4条に基づき下記の通り事前協議いたします。

記

- 1 工事箇所の種別
 - 屋根
 - 外壁
 - 建具
 - 壁面線の構築
 - その他
- 2 工事の種類
 - 新築
 - 増・改築
 - 修理
 - その他
- 3 工事場所
大洲市
- 4 行為の着手予定日
年 月 日
- 5 景観計画に基づく事前協議等の有無
 - 有 （協議中・協議済）
 - 無 （予定有・予定無）
- 6 行為の概要
別添の通り（概要のわかる平・立面図を添付のこと）
- 7 概算事業費
別添の通り（補助金算定の基礎となりうる程度の資料を添付のこと）

大洲市景観形成推進事業費補助金交付申請書

年 月 日

大洲市長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩

大洲市景観形成推進事業費補助金交付要綱に基づき補助金の交付を希望しますので、同要綱第5条に基づき下記の通り申請いたします。

記

1 事業内容

2 事業費

_____ 円

3 補助申請額

_____ 円

4 添付書類

- 大洲市景観形成推進事業計画書 (様式第4号)
- 大洲市景観形成推進事業収支予算書 (様式第5号)
- 事業箇所図 (住宅地図等利用可)
- 設計図等 (現状、施工内容の分かるもの)
- 工事費積算書 (業者見積等、補助対象額の判別できるもの)
- 現況写真
- 納税証明書(全税)(大洲市税に関する文書の様式を定める規則(様式第22号の1))
- 不動産登記簿 (施工対象が建築物のときに限る)
- 権利関係者同意書 (施工対象物件に係る権利関係者が複数の場合)
- その他市長が必要と認めた書類 (別添の通り)

大洲市景観形成推進事業計画書

年 月 日

大洲市長 様

届出者 住所
氏名
連絡先

印

設 計 者	住 所			
	氏 名		電 話	
施 工 者 (予 定 者)	住 所			
	氏 名		電 話	
内容確認連絡先	住 所			
	氏 名		電 話	
工 事 場 所 所 在	大洲市			
工 事 箇 所 種 別	<input type="checkbox"/> 屋根 <input type="checkbox"/> 外壁 <input type="checkbox"/> 建具 <input type="checkbox"/> 壁面線の構築 <input type="checkbox"/> その他 (該当する箇所にレ)			
工 事 の 種 類	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増・改築 <input type="checkbox"/> 修理 <input type="checkbox"/> その他 (該当する箇所にレ)			
行 為 の 期 間	着手予定	年 月 日	完了予定	年 月 日

※裏面にも必要事項明記の上、担当窓口宛提出してください。

※この事業計画書は、大洲市景観形成推進事業費補助金交付申請書に添付してください。

様式第4号 (第5条関係)

(裏)

建 築 物 の 概 要	建築物用途												
	様式		和風・洋風		屋根勾配			寸(%)					
	階数		階		最高の高さ						m		
	構造												
	建築・改修等面積		申請部分 m ²			申請以外の部分 m ²			合計 m ²				
	道路境界から壁面線までの距離		m			軒の出の長さ			m				
	色彩の変更部分		変更箇所								変更に係る面積 m ²		
			変更前後の色彩		前	色相	明度	彩度	後	色相	明度	彩度	
	仕上げ材		屋根		色彩				屋根		色相	明度	彩度
			外壁						外壁		色相	明度	彩度
新設する建築設備の種類と対策		名称						対策					
		名称						対策					
		名称						対策					
サッシ類の使用		素材						色調					
軒の高さ等周囲の景観との調和における不具合													
工 作 物 の 概 要	種類												
	高さ		m										
	構造												
	築造面積		申請部分 m ²			申請以外の部分 m ²			合計 m ²				
	仕上げ材						色彩		色相	明度	彩度		
	色彩の変更部分		変更前後の色彩		前	色相	明度	彩度	後	色相	明度	彩度	
			塀に関する事項		高さ	m	構造				緑化率	見付面積の %	

その他確認事項

補助金額の上限確認	補助金額算定式	補助限度額	差額
	= × 円	円	円
適合性チェック欄	可・否		

様式第5号（第5条関係）

大洲市景観形成推進事業収支予算書

(1) 収入の部

単位：千円

項 目	区 分	金 額	備 考
	市補助金		
	その他		
合 計			

(2) 支出の部

単位：千円

項 目	区 分	金 額	備 考
合 計			

※ここに示す予算は、補助事業の対象となる部分の抜粋で差し支えない。

大洲市景観形成推進事業計画変更申請書

年 月 日

大洲市長 様

届出者 住 所

氏 名

連絡先

⑩

平成 年 月 日付け大洲市指令第 号による補助事業の決定内容について、
下記の通り変更を行いたいので申請します。

設 計 者	住 所			
	氏 名		電 話	
施 工 者	住 所			
	氏 名		電 話	
内容確認連絡先	住 所			
	氏 名		電 話	
工 事 場 所 所 在	大洲市			
工 事 箇 所 種 別	<input type="checkbox"/> 屋根 <input type="checkbox"/> 外壁 <input type="checkbox"/> 建具 <input type="checkbox"/> 壁面線の構築 <input type="checkbox"/> その他（変更のある箇所にレ）			
工 事 の 種 類	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増・改築 <input type="checkbox"/> 修理 <input type="checkbox"/> その他 （変更前を黒塗り、変更後にレ）			
行 為 の 期 間	着手予定	年 月 日	完了予定	年 月 日

※裏面にも必要事項明記の上、担当窓口宛提出してください。

様式第6号 (第8条関係)

(裏)

建築物の概要(変更箇所のみ記載)	建築物用途											
	様式	和風・洋風		屋根勾配			寸(%)					
	階数	階		最高の高さ			m					
	構造											
	建築・改修等面積		申請部分 m ²			申請以外の部分 m ²			合計 m ²			
	道路境界から壁面線までの距離		m			軒の出の長さ			m			
	色彩の変更部分		変更箇所								変更に係る面積 m ²	
			変更前後の色彩		前	色相	明度	彩度	後	色相	明度	彩度
	仕上げ材	屋根				色彩	屋根		色相	明度	彩度	
		外壁					外壁		色相	明度	彩度	
	新設する建築設備の種類と対策		名称				対策					
			名称				対策					
名称						対策						
サッシ類の使用		素材					色調					
軒の高さ等周囲の景観との調和における不具合												
載) 工作物の概要(変更箇所のみ記載)	種類											
	高さ		m									
	構造											
	築造面積		申請部分 m ²			申請以外の部分 m ²			合計 m ²			
	仕上げ材					色彩		色相	明度	彩度		
	色彩の変更部分		変更前後の色彩		前	色相	明度	彩度	後	色相	明度	彩度
			塀に関する事項	高さ	m	構造				緑化率	見付面積の %	

※変更箇所に関し、旧を上段、新を下段の2段書きとすること。

補助金額の変更内容	当初補助金額算定式	変更後補助金額算定式	差額
	× = 円	× = 円	円
適合性チェック欄	当初金額の15%	補助限度額	変更の可・否
	× = 円	円	可・否

※この事業計画書には、変更後の設計図書、見積等を添付してください。

大洲市景観形成推進事業費補助金交付請求書

年 月 日

大洲市長 様

申請者 住 所
氏 名

印

一 金 , , 0 0 0 円 也

ただし、 年 月 日付け大洲市指令第 号により補助金交付決定通知の
あった 年度大洲市景観形成推進事業費補助金として

交付決定額 _____ 円

既受領額 _____ 円

今回請求額 _____ 円

未精算額 _____ 円

大洲市景観形成推進事業実績報告書

年 月 日

大洲市長 様

届出者 住 所

氏 名

⑩

連絡先

年 月 日付け大洲市指令第 号による補助事業について、下記の通り実績を報告します。

事業名称	大洲市
工事箇所種別	<input type="checkbox"/> 屋根 <input type="checkbox"/> 外壁 <input type="checkbox"/> 建具 <input type="checkbox"/> 壁面線の構築 <input type="checkbox"/> その他
工事の種類	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増・改築 <input type="checkbox"/> 修理 <input type="checkbox"/> その他
事業着手年月日	年 月 日
事業完了年月日	年 月 日
検査依頼年月日	年 月 日
その他	

※この実績報告書には、大洲市景観形成推進事業費補助金交付要綱別表第3に掲げる書類（収支決算書、写真、領収書の写 等）を添付してください。

大洲市景観形成推進事業収支決算書

(1) 収入の部

単位：千円

項 目	決算額	予算額	比較増減		摘 要
市 補 助 金					
そ の 他					

(2) 支出の部

単位：千円

項 目	決算額	予算額	比較増減		摘 要
			増	減	

※ここに示す決算内容は、補助事業の対象となる部分の抜粋で差し支えない。